

食品安全委員会（第859回会合）議事概要

日 時:令和4年5月24日（火） 14:00～14:44

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

動画配信:一般2名

（1）農薬第三専門調査会における審議結果について

- ・「メトブロムロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の浅野委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第三専門調査会に依頼することとなった。

（2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「ゾキサミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第五専門調査会におけるものと同じ結論、

「ゾキサミドの許容一日摂取量（ADI）を0.47 mg/kg体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ビクシリン）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（注射用ビクシリン）については、動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられた。なお、本製剤の使用に当たっては、アンピシリンナトリウムがβ-ラクタム系抗生物質であることから、今後実施される薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価に留意する必要がある。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「チオプロニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、

「チオプロニンについては、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の(3)の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。

・ 飼料添加物「エンラマイシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「エンラマイシンについては、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」の3の(3)の①に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関に通知することとなった。